令和７年度の各府省の定員要求数について（令和７年度人件費予算配分方針）

資料３－１

増員要求

別枠

要求上限数を超えて要求可能

① 新規組織に係るもの
② 時限のもの
③ 増員規模が計画的に増減する海上保安体制に係るもの
④ 業務効率化に資するＤＸに係るもの

要求上限数

令和６年度末定員の1.5%
が基本

減員要求

合理化目標数

令和７年度～11年度の **５年間の合理化目標数**※（内閣人事局長通知）**の1/5**
※府省全体で、５年間で５％

一部猶予
（令和６年度末定員の１%の範囲内※）

中期的な行政ＤＸで特に効果が高い取組を行う場合には、その省力化等の効果が発現するまで合理化目標数の一部を猶予する（**次期（Ｒ12年度以降）に繰り越す**）要求を行うことが可能

※令和７年度～11年度の間の合計で、
令和６年度末定員の１％が上限数

その他

時限定員の時限到来　等